

株 主 各 位

東京都港区六本木六丁目15番21号

株式会社 **レイ**
代表取締役社長 分 部 至 郎

第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和4年5月26日（木曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 令和4年5月27日（金曜日）午前10時00分〔午前9時30分開場〕
2. 場 所 東京都港区六本木七丁目18番18号
住友不動産六本木通ビル ベルサール六本木
3. 目的事項
報告事項
 1. 第41期（令和3年3月1日から令和4年2月28日まで）事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第41期（令和3年3月1日から令和4年2月28日まで）計算書類報告の件決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役5名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.ray.co.jp>）に掲載させていただきます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

第41回定時株主総会についてのご案内

令和4年2月期の当社第41回定時株主総会につきまして、新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止を目的とし、お席の間隔等を空けさせていただくため、充分なお席が確保できない可能性がございます。万が一お席をご用意できない場合、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

また、株主の皆さまにおかれましては、可能な限り郵送にて議決権の事前行使をお願い申し上げます。特に、ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠中の方などご心配、ご不安のある方はくれぐれも無理をなさらずに株主総会へのご出席を見合わせていただくことをご検討ください。

※ご注意とお願い

- ・株主総会にご参加いただく株主さまにおかれましては、株主総会開催日現在の感染状況や当日までのご自身の体調をお確かめのうえ、ご出席にあたっては、マスク着用をお願い申し上げます。
- ・株主総会開催日現在の状況に応じて、受付前にて検温を実施し、発熱を確認された方にはご入場をお断りする場合がございます。また、体調不良とお見受けした方には運営スタッフがお声がけし、ご退出をお願いする場合がございます。株主の皆さまの安全のため、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。
- ・株主総会の登壇役員と運営スタッフにおいても、マスクの着用をして対応させていただきます。ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。
- ・飲料のご提供はいたしません。

株主の皆さまにおかれましては、何卒ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

◇議決権の事前行使のご案内

郵送による投票は、令和4年5月26日（木曜日）午後6時30分到着分まで有効となります。詳細は1ページをご確認ください。

株主の皆さまにおかれましては、大変ご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

以上

(提供書面)

事 業 報 告

(令和3年3月1日から
令和4年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さがみられます。各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待されますが、原材料価格の上昇や金融資本市場の変動、供給面での制約等による下振れリスクもあり、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの主要な市場である広告業界におきましては、2021年の国内総広告費は、6兆7,998億円、前年比110.4%（株式会社電通発表による）となり、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和したことにより、広告市場は大きく回復いたしました。一方、当社の主要事業分野の一つであるプロモーションメディア広告費は、イベント、従来型の広告販促キャンペーンも徐々に再開されましたが、当分野では新型コロナウイルス感染症の影響が大きく前年比で減少となる等、一部事業では厳しい事業環境が継続いたしました。

このような経済、市場環境のもと、当連結会計年度の当社グループの業績は、広告ソリューション事業においてオンラインイベント、事務局・施設等の運営関連の大型案件が受注できたこと等により、売上高は11,051百万円（前年同期比56.9%増）、営業利益は730百万円（前年同期は営業損失707百万円）、経常利益は837百万円（前年同期は経常損失496百万円）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は544百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失367百万円）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

(広告ソリューション事業)

S P（セールスプロモーション）・イベント部門につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、従来型のリアルイベント・展示会等の需要は減少したものの、オンラインイベント、事務局・施設等の運営関連の大型案件が受注できたこと等により、業績を大きく伸ばすことができました。T V C M（テレビコマーシャル）部門につきましては、広告需要の回復を受け、受注も堅調だったことから、業績も堅調に推移いたしました。

この結果、広告ソリューション事業の売上高は、6,908百万円（前年同期比65.7%増）、営業利益は913百万円（同300.0%増）となりました。

(テクニカルソリューション事業)

映像機器レンタル部門につきましては、当部門は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた部門であり、厳しい事業環境が継続いたしました。令和3年10月以降に行動制限が緩和され、リアルイベント・展示会・コンサート・舞台等が再開されはじめたこと等により、前連結会計年度に比べ業績は回復いたしました。低調な結果となりました。ポストプロダクション部門につきましては、TVCM編集業務を中心に編集業務の需要が回復したこと等により、業績も堅調に推移いたしました。

この結果、テクニカルソリューション事業の売上高は、4,143百万円（同44.1%増）、営業利益は329百万円（前年同期は営業損失430百万円）となりました。

事業の種類別セグメントの売上高は次のとおりであります。

種類別セグメント	売上高（百万円）	構成比（%）
広告ソリューション事業	6,908	62.5
テクニカルソリューション事業	4,143	37.5
合計	11,051	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資総額は、固定資産の取得及びリースの新規契約高の合計325百万円で、その主なものは映像編集機材及び映像演出装置の取得費用であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の収束時期は未だ見通せず、海外においてはロシアがウクライナに侵攻しており、世界経済の先行きについても注視していく必要があります。

日本の広告業界では、2021年にインターネット広告費が、新聞、雑誌、ラジオ、テレビの四媒体の広告費を初めて上回りました。広告、イベント、プロモーションいずれの分野でもデジタルとリアルが密接に関わり合う時代となり、デジタルだけでも、リアルだけでもない、境界を超えた形が今後益々求められていきます。

当社グループは先進的なデジタル技術を活用し、企画立案から制作・演出・運営に至る対応の幅広さと提供する品質の高さをもって、ワンパッケージサービスでお客様のご要望にお応えすることを目指しております。

景気の先行不透明感が拭えない環境下において、重要な課題と捉えているコスト管理面では、各事業が、業務の省力化合理化等の指導・牽制機能をより一層強化し、現場での適正なコスト管理を図ってまいります。

当社グループは、上記課題に取り組み、企業価値向上に努めていくとともに、企業の社会的責任を十分認識し、内部統制システムの徹底と管理体制の強化を行い、信頼される企業集団となるべく努力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	期 別	第38期	第39期	第40期	第41期
		平成31年2月期	令和2年2月期	令和3年2月期	(当連結会計年度) 令和4年2月期
売 上 高		11,471	11,925	7,045	11,051
営業利益又は営業損失(△)		896	1,035	△707	730
経常利益又は経常損失(△)		882	1,037	△496	837
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)		609	721	△367	544
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)		42.54	50.38	△25.68	38.01
総 資 産		8,865	9,332	8,648	9,794
純 資 産		4,981	5,567	5,130	5,597
1株当たり純資産(円)		347.64	388.54	358.02	390.67

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況（令和4年2月28日現在）

- ① 親会社の状況
親会社はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
(株) ク レ イ	55	100.0	広告宣伝の企画制作等

(11) 主要な事業内容（令和4年2月28日現在）

当社グループは、以下の内容を主な事業としております。

広告ソリューション事業

S P・イベント部門

- ・セールスプロモーションの企画・制作
- ・展示会・キャンペーン・博覧会等各種イベントの企画・制作
- ・ショールーム、展示・アミューズメント施設の企画・制作
- ・Webプロモーションの企画・制作 等

T V C M部門

- ・テレビコマーシャルの企画、制作
- ・ビジネスプロモーション映像の企画、制作 等

テクニカルソリューション事業

映像機器レンタル部門

- ・映像システム・特殊演出システム等のレンタル・オペレーションサービス
- ・ショーコントロールシステムの構築・運営
- ・学術・医学等の学会、コンベンションイベント等のサポート
- ・ビジネスプレゼンテーション機器のレンタル 等
- ・HD（高精細度）カメラによる撮影 等

ポストプロダクション部門

- ・テレビコマーシャル・番組等のデジタル映像編集を中心としたポストプロダクション
- ・DVD・ブルーレイディスク・CG制作 等

(12) 主要な事業所等（令和4年2月28日現在）

当社

（東京都港区、東京都大田区、
大阪府大阪市西区、
大阪府大阪市東成区、
京都府京都市左京区）

株式会社クレイ

（東京都港区）

(13) 従業員の状況（令和4年2月28日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
386名	増減なし

(14) 主要な借入先 (令和4年2月28日現在)

借入先	借入残高(百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	640
株式会社三井住友銀行	510
株式会社みずほ銀行	200
株式会社りそな銀行	100
株式会社商工組合中央金庫	95

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (令和4年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 56,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 14,328,913株 (自己株式63株を除く。)
- (3) 株主数 4,422名
- (4) 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
株式会社テレビ朝日	2,865,800	20.00
有限会社エス・ダブリュ・プロジェクト	2,114,000	14.75
分 部 日 出 男	1,097,980	7.66
株式会社エイチ・ダブリュ・プロジェクト	462,500	3.23
分 部 至 郎	418,040	2.92
レイ従業員持株会	400,360	2.79
小 沼 滋 紀	300,000	2.09
S M B C 日興証券株式会社	226,500	1.58
天 野 純	201,400	1.41
楽天証券株式会社	112,700	0.79

(注) 持株比率は自己株式(63株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（令和4年2月28日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	分 部 至 郎	
取 締 役	三 上 司	執行役員 クリエイティブ・デザイン事業本部兼コミュニケーションデザイン事業本部兼関西事業本部担当 (株クレイ 代表取締役社長)
取 締 役	天 野 純	執行役員 イベント事業本部担当
取 締 役	梶 浦 政 彦	執行役員 管理本部担当
取 締 役	倉 林 敦 夫	(株テレビ朝日 ビジネスソリューション本部ビジネスプロデュース局イベント事業担当局長)
常 勤 監 査 役	奥 村 利 幸	
監 査 役	神 崎 直 樹	神崎直樹法律事務所 弁護士
監 査 役	佐々木 克 己	(株テレビ朝日ホールディングス 取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役倉林敦夫氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役神崎直樹及び佐々木克己の両氏は、社外監査役であります。
 3. 令和3年5月27日開催の第40回定時株主総会終結の時をもって、藪内宜尚氏は監査役を辞任いたしました。
 4. 監査役奥村利幸氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 重要な兼職先である法人等と当社の関係
 (1) (株クレイは当社の連結子会社であり、同社との間には取引関係があります。
 (2) (株テレビ朝日は当社の主要株主であり、当社との間で資本業務提携を行っております。なお、同社との間には取引関係があります。
 (3) 神崎直樹法律事務所と当社との間には特別の関係はありません。
 (4) (株テレビ朝日ホールディングスは当社の主要株主である(株テレビ朝日の親会社であります。なお、当社との間には特別の関係はありません。
 6. 監査役神崎直樹氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を含む）、監査役（社外監査役を含む）、執行役員、管理職従業員、役員と共同被告になった場合の従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。第三者による損害賠償請求、株主による責任追及等の訴えがあった場合に、被保険者が負担することとなる争訟費用および損害賠償金等の損害を補填することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

なお、取締役会決議により、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、令和3年5月27日開催の取締役会において、会社の業績、経済情勢等を総合的に勘案し、取締役の報酬は月例の固定報酬とすること及び報酬の総額について決議しております。

取締役それぞれの個別報酬額については、各取締役の職務内容、職責、世間水準及び社員給与とのバランスを考慮し、取締役会で決議した報酬限度内で決定する方針を確認し、代表取締役社長分部至郎に一任することを決議いたしました。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬は平成7年5月26日開催の第14回定時株主総会において年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は4名でありました。

監査役の報酬は平成20年5月27日開催の第27回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点での監査役の員数は3名でありました。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長分部至郎に各取締役の個人別の報酬等の額の決定を委任しております。委任した理由は、各取締役の担当範囲の業績、職務内容、職責、世間水準及び社員給与とのバランス等を総合的に勘案し、各取締役の個人別報酬を決定するには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	62 (-)	62 (-)	- (-)	- (-)	4 (-)
監査役 (うち社外監査役)	11 (2)	11 (2)	- (-)	- (-)	2 (1)
合計	73	73	-	-	6

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	倉林 敦夫	当事業年度に開催された取締役会には14回中13回出席し、主に長年にわたるイベント・展示会施設運営分野で培った豊富な知識、幅広い見地から、適宜発言を行っております。
社外監査役	神崎 直樹	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
社外監査役	佐々木 克己	就任後開催の取締役会には11回中10回出席し、また監査役会には10回中9回出席し、主に他社における人事、経営戦略等を中心とした豊富な経験、幅広い見地から、適宜発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称及び氏名

城南公認会計士共同事務所

公認会計士 山野井俊明

公認会計士 山川貴生

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任監査法人トーマツは、令和3年5月27日開催の第40回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ① 報酬等の額 | 18百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18百万円 |

- (注) 1. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務執行状況、報酬見積り等の算定根拠について確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意をしております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において契約の相手方が会計監査人両氏が所属する城南公認会計士共同事務所であるため、各会計監査人の報酬の額を区分することができず、報酬等の額には、両氏に支払う合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務執行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めるときは、会社法第344条第1項に基づき株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

1. 当社及び当社子会社（以下あわせて「当社グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重した行動を徹底するため「レイグループ行動規範」並びに「コンプライアンス体制」を整備する。取締役は、当社グループのコンプライアンスの実施状況を管理・監督し、使用人に対し適切な研修体制を設ける。
 - ② 当社グループの役職員の不正な行為等を発見した場合、直接連絡できる内部通報窓口を設ける。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社の取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、文書管理規程等に従い適切に保管及び管理し、検索可能な体制を構築する。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社グループの業務執行に係るリスクに関して、当社グループの各部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、リスクを明確化するとともに、各部門毎のリスク管理の状況を把握し、その結果を取締役に報告する体制を整備する。
 - ② 常勤取締役、執行役員、本部長を委員とする「レイグループリスクマネジメント委員会」を運営し、当社グループのリスクを統括・管理する。
4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社は 社内規程として、組織規程、職務権限規程、業務分掌規程等を定め、取締役・従業員の役割分担、職務分掌、指揮命令系統等を通じた効率的な業務執行を確保するための体制を整備する。

- ② 当社は、定例取締役会を毎月1回、更に必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の意思決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、情報及び認識の共有、経営効率向上のための業務執行及び重要事項に係る議論の場として、当社の常勤取締役、執行役員、本部長が出席する経営会議を原則取締役会開催日に併せ開催する。
- ③ 当社グループの業務運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算等、全社的な目標を設定し、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
- また、当社子会社においては、当社グループの経営方針を共有し、業務執行を行っていくこととする。
5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制及び当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ① 当社グループにおける内部統制システムを構築し、当社グループ内での内部統制に関する協議、情報の共有化等が効率的に行われる体制を整備する。
- ② 当社子会社の経営については、「子会社役員規程」「子会社管理規程」に基づき、運営・管理されることとし、重要な事項を決議する場合には、当社取締役会の決議も要するものとする。
- ③ 当社は当社子会社に対し、定期的に、当該子会社の取締役等の職務執行状況等についての報告を求めることとする。
- ④ 当社社長直属の内部統制本部は、内部監査規程に基づき当社グループに対し内部監査を定期的の実施し、グループの業務全般に亘る内部統制の有効性と妥当性を検証する。内部監査の結果は、取締役会及び経営会議並びに監査役会に報告される。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役が必要とした場合、取締役は監査役と協議のうえ、監査役の業務補助のための監査役補助使用人（以下「監査担当者」という。）を置き、監査役は監査業務の補助を指示することができる。この場合、監査担当者は監査役以外の者から指示命令を受けないよう独立性を保ち、指示の実効性を確保する。

7. 当社グループの取締役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

① 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人（これらの者から報告を受けた者を含む。）は、当社及び子会社の業務の進行状況、業績等に関する重要事項について当社の監査役に報告する。また、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当社の監査役に報告する。

② 監査役は、当社グループの取締役会の他、業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人にその説明を求めることができる。

8. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査役への報告をした者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行わないものとする。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又債務の処理に係る方針

監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。

10. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、当社グループの代表取締役と定期的な会合を持ち、また、当社の会計監査人、内部統制本部との情報交換に努め、連携して当社グループの監査の実効性を確保するものとする。

11. 反社会的勢力を排除するための体制

当社グループは、反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み一切の関わりを持たず、不当な要求にも応じない。反社会的勢力に対しては所轄の警察署、顧問弁護士等関連機関と連携して情報収集を行い、組織的に毅然たる対応をする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 内部統制システム全般

当社グループにおける内部統制システム全般の整備・運用状況を取締役会及び財務報告に係る内部統制の評価を行う内部統制委員会がモニタリングし、改善を進めております。

2. コンプライアンス

当社は、当社グループの使用人に対し、必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

3. リスク管理体制

当社各事業本部及び子会社から報告されたリスクレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、リスクマネジメント委員会において、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

4. 内部監査

当社及び子会社の内部監査を実施し、取締役会及び監査役会に報告いたしました。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして認識しております。また、当社グループは連結経営をベースとしており、グループ各社の将来の事業展開に必要な研究開発及び設備機材等の投資や、経営体質の強化のためのグループ内部留保に配慮しつつ配当性向を意識し、業績に応じた適正な利益配分を行ってまいりたいと考えております。

上記の方針から、当期の期末配当につきましては、1株当たり10円の配当を実施させていただきます。

本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(令和4年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,762,812	流動負債	3,823,576
現金及び預金	3,607,201	買掛金	997,729
受取手形	53,522	短期借入金	1,470,000
電子記録債権	376,242	1年内返済予定の長期借入金	50,000
売掛金	2,368,827	リース債務	256,125
たな卸資産	242,129	未払金	119,437
前払費用	95,197	未払消費税等	250,739
その他	22,047	未払費用	106,183
貸倒引当金	△2,355	未払法人税等	324,529
固定資産	3,031,724	預り金	13,543
有形固定資産	2,568,283	賞与引当金	227,675
建物及び構築物	539,130	その他	7,610
機械装置及び運搬具	410,873	固定負債	373,024
工具、器具及び備品	47,127	長期借入金	25,000
土地	1,109,883	リース債務	250,885
リース資産	461,269	資産除去債務	97,139
無形固定資産	40,825	負債合計	4,196,600
ソフトウェア	33,078	純資産の部	
その他	7,747	株主資本	5,598,862
投資その他の資産	422,614	資本金	471,143
投資有価証券	73,528	資本剰余金	726,801
長期貸付金	5,018	利益剰余金	4,400,928
破産更生債権等	46,546	自己株式	△11
長期前払費用	1,352	その他の包括利益累計額	△926
敷金及び保証金	173,063	その他有価証券評価差額金	△926
保険積立金	49,504		
繰延税金資産	109,409		
その他	15,757		
貸倒引当金	△51,564	純資産合計	5,597,936
資産合計	9,794,536	負債純資産合計	9,794,536

連結損益計算書

(令和3年3月1日から
令和4年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		11,051,918
売上原価		7,604,611
売上総利益		3,447,307
販売費及び一般管理費		2,716,919
営業利益		730,387
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,835	
雇用調整助成金	123,030	
その他の	9,870	134,736
営業外費用		
支払利息	7,769	
持分法による投資損失	16,994	
その他の	3,074	27,838
経常利益		837,285
特別利益		
投資有価証券売却益	1,343	1,343
特別損失		
固定資産除却損	918	
投資有価証券売却損	969	1,887
税金等調整前当期純利益		836,741
法人税、住民税及び事業税	297,087	
法人税等調整額	△4,965	292,122
当期純利益		544,619
親会社株主に帰属する当期純利益		544,619

連結株主資本等変動計算書

（令和3年3月1日から
令和4年2月28日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
令和3年3月1日残高	471,143	726,801	3,927,953	△11	5,125,887
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△71,644		△71,644
親会社株主に帰属する当期純利益			544,619		544,619
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	472,974	—	472,974
令和4年2月28日残高	471,143	726,801	4,400,928	△11	5,598,862

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
令和3年3月1日残高	4,214	4,214	5,130,102
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△71,644
親会社株主に帰属する当期純利益			544,619
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	△5,140	△5,140	△5,140
連結会計年度中の変動額合計	△5,140	△5,140	467,833
令和4年2月28日残高	△926	△926	5,597,936

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

(株)クレイ、(株)マックレイ

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 1社

関連会社の名称

(株)プラスゼロ

② 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直
入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
総平均法による原価法

・時価のないもの

ロ たな卸資産

・仕掛品

個別法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げ
の方法により算定）

・貯蔵品

最終仕入原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げ
の方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産 (リース資産を除く)	定率法 ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物 15～50年 機械装置及び運搬具 8年 工具、器具及び備品 4～15年
ロ 無形固定資産 (リース資産を除く)	定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
ハ リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。
ニ 長期前払費用	定額法

③ 重要な引当金の計上の基準

イ 貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
ロ 賞与引当金	従業員の賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
ロ 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。
ハ 連結納税制度から グループ通算制度への 移行に係る税効果会計 の適用	当社及び国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものではありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 2,417,229千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数 (株)	当連結会計年度増 加株式数 (株)	当連結会計年度減 少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	14,328,976	—	—	14,328,976
合計	14,328,976	—	—	14,328,976

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金 の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和3年4月19日 取締役会	普通株式	71,644	5	令和3年 2月28日	令和3年 5月28日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金 の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和4年4月18日 取締役会	普通株式	143,289	利益剰余金	10	令和4年 2月28日	令和4年 5月30日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産により、また、資金調達については銀行借入による方針であります。なお、デリバティブ取引及び投機的な取引は基本的に行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されております。敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、並びに短期借入金、未払消費税等、未払法人税等、預り金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。長期借入金は、運転資金に係る資金調達、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係るものであり、約定期間の支払時期及び額はすべて固定されており、返済日は決算日後、最長で4年3ヵ月後であります。また、営業債務や借入金、リース債務は、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に関するリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権については、取引管理規程に従い、取引先相手ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状態の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の取引管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

ロ 市場リスク（価格の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

管理部門が毎月資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和4年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)を参照ください。）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	3,607,201	3,607,201	—
(2)受取手形 貸倒引当金(※1)	53,522 △53		
	53,469	53,469	—
(3)電子記録債権 貸倒引当金(※1)	376,242 △59		
	376,183	376,183	—
(4)売掛金 貸倒引当金(※1)	2,368,827 △2,232		
	2,366,595	2,366,595	—
(5)投資有価証券 その他有価証券	58,560	58,560	—
(6)長期貸付金 貸倒引当金(※2)	5,018 △5,018		
	—	—	—
(7)破産更生債権等 貸倒引当金(※2)	46,546 △46,546		
	—	—	—
(8)敷金及び保証金	173,063	172,774	△288
資産計	6,635,072	6,634,783	△288
(1)買掛金	997,729	997,729	—
(2)短期借入金	1,470,000	1,470,000	—
(3)長期借入金(※3)	75,000	74,750	△249
(4)未払金	119,437	119,437	—
(5)未払消費税等	250,739	250,739	—
(6)未払費用	106,183	106,183	—
(7)未払法人税等	324,529	324,529	—
(8)預り金	13,543	13,543	—
(9)リース債務(※4)	507,010	511,404	4,393
負債計	3,864,174	3,868,319	4,144

(※1) 受取手形、電子記録債権及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(※2) 長期貸付金及び破産更生債権等に対して個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※3) 1年内返済予定の長期借入金と長期借入金との合計であります。

(※4) 流動負債に計上されているものと固定負債に計上されているものとの合計であります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	11,147	4,466	6,681
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	47,412	53,230	△5,818
合計		58,560	57,696	863

(6) 長期貸付金、(7) 破産更生債権等

これらについては、回収不能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(8) 敷金及び保証金

これらの時価については、返済予定時期を合理的に見積もり、回収可能性を反映したキャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払消費税等、(6) 未払費用、(7) 未払法人税等、(8) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金、(9) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	14,968
出資金	7,797

非上場株式、出資金については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内
現金及び預金	3,607,201
受取手形	53,522
電子記録債権	376,242
売掛金	2,368,827
合計	6,405,794

敷金及び保証金については、返還期日が確定していないため、上表には記載しておりません。長期貸付金及び破産更生債権等は、回収時期を合理的に見込むことができないため、上表には記載しておりません。

(注4) 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超4年以内	4年超7年以内	7年超10年以内
長期借入金	50,000	25,000	—	—
リース債務	256,125	244,867	6,017	—
合計	306,125	269,867	6,017	—

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 390円67銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 38円01銭 |

8. 金額の表示

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和4年4月18日

株式会社 レイ
取締役会 御中

城南公認会計士共同事務所
東京都渋谷区

公認会計士 山野 井 俊 明
公認会計士 山 川 貴 生

監査意見

私たちは、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社レイの令和3年3月1日から令和4年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

私たちは、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(令和4年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,630,454	流動負債	3,589,192
現金及び預金	2,887,816	買掛金	744,062
受取手形	53,522	関係会社買掛金	94,362
電子記録債権	59,373	短期借入金	1,470,000
売掛金	2,232,354	1年内返済予定の長期借入金	50,000
関係会社売掛金	67,141	リース債務	256,125
仕掛品	155,757	未払金	97,530
貯蔵品	5,572	未払消費税等	238,484
前渡金	270	未払費用	102,417
前払費用	91,582	未払法人税等	309,748
未収入金	4,020	預り金	11,772
関係会社未収入金	66,930	賞与引当金	207,077
その他	8,584	その他	7,610
貸倒引当金	△2,472	固定負債	368,857
固定資産	3,646,176	長期借入金	25,000
有形固定資産	2,567,803	リース債務	250,885
建物	536,471	資産除去債務	92,972
構築物	2,577	負債合計	3,958,049
機械及び装置	410,772	純資産の部	
工具、器具及び備品	46,728	株主資本	5,318,232
土地	1,109,883	資本金	471,143
リース資産	461,269	資本剰余金	727,217
その他	101	資本準備金	472,806
無形固定資産	40,761	その他資本剰余金	254,411
ソフトウェア	33,078	利益剰余金	4,119,882
その他	7,683	利益準備金	5,300
投資その他の資産	1,037,610	その他利益剰余金	4,114,582
投資有価証券	41,533	別途積立金	160,000
関係会社株	659,349	繰越利益剰余金	3,954,582
長期貸付金	5,018	自己株式	△11
保険積立金	49,504	評価・換算差額等	348
破産更生債権等	46,546	その他有価証券評価差額金	348
長期前払費用	1,352	純資産合計	5,318,581
繰延税金資産	97,050	負債純資産合計	9,276,630
敷金及び保証金	173,063		
その他	15,757		
貸倒引当金	△51,564		
資産合計	9,276,630		

損 益 計 算 書

(令和3年3月1日から
令和4年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		9,943,194
売 上 原 価		6,990,578
売 上 総 利 益		2,952,615
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,372,135
営 業 利 益		580,480
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,291	
雇 用 調 整 助 成 金	120,855	
そ の 他	9,642	131,788
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,769	
そ の 他	2,920	10,689
経 常 利 益		701,579
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,343	1,343
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	918	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	41	959
税 引 前 当 期 純 利 益		701,963
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	235,484	
法 人 税 等 調 整 額	897	236,382
当 期 純 利 益		465,580

株主資本等変動計算書

（令和3年3月1日から
令和4年2月28日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
令和3年3月1日残高	471,143	472,806	254,411	727,217
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
令和4年2月28日残高	471,143	472,806	254,411	727,217

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
		別 積 立	途 金 繰越利益 剰余金			
令和3年3月1日残高	5,300	160,000	3,560,646	3,725,946	△11	4,924,296
事業年度中の変動額						
剰余金の配当			△71,644	△71,644		△71,644
当期純利益			465,580	465,580		465,580
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	393,936	393,936	—	393,936
令和4年2月28日残高	5,300	160,000	3,954,582	4,119,882	△11	5,318,232

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
令和3年3月1日残高	6,706	6,706	4,931,002
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△71,644
当期純利益			465,580
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△6,357	△6,357	△6,357
事業年度中の変動額合計	△6,357	△6,357	387,578
令和4年2月28日残高	348	348	5,318,581

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法

ロ その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

・時価のないもの

総平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

イ 仕掛品

個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ロ 貯蔵品

最終仕入原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法 ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15～50年

機械及び装置 8年

工具、器具及び備品 4～15年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。

④ 長期前払費用

定額法

(3) 引当金の計上の基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

- ① 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
- ② 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。
- ③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用 当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度より適用し、個別注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,407,328千円

(2) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

短期金銭債権	52千円
短期金銭債務	363千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

787,355千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	63株	—	—	63株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は次のとおりです。

繰延税金資産	金額
未払事業税・事業所税	18,849千円
賞与引当金	63,365千円
未払法定福利費	8,823千円
仕掛品	5,564千円
貸倒引当金	16,535千円
投資有価証券評価損	11,331千円
関係会社株式評価損	32,572千円
少額固定資産	3,411千円
資産除去債務	28,449千円
その他	16,583千円
繰延税金資産小計	205,488千円
評価性引当額	△90,734千円
繰延税金資産合計	114,753千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△15,913千円
その他有価証券評価差額金	△1,789千円
繰延税金負債合計	△17,702千円
繰延税金資産純額	97,050千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	㈱テレビ朝日サービス	東京都港区	20,000	機器販売・リース等	なし	映像機材の賃貸	リース資産の取得(注2)	120,569	リース債務(注3)	395,650
							リース債務の返済(注2)	190,854		
							利息の支払(注2)	1,631		

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
リース契約については、提示された見積りを他社より入手した見積りと比較の上、交渉により決定しております。
3. リース債務の期末残高は、流動負債と固定負債の合計額であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 371円18銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 32円49銭 |

10. 金額の表示

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

令和4年4月18日

株式会社 レイ
取締役会 御中

城南公認会計士共同事務所
東京都渋谷区

公認会計士 山野 井 俊 明
公認会計士 山 川 貴 生

監査意見

私たちは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社レイの令和3年3月1日から令和4年2月28日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

私たちは、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年3月1日から令和4年2月28日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人城南公認会計士共同事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人城南公認会計士共同事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年4月18日

株式会社レイ 監査役会

常勤監査役

奥村利幸[㊞]

監査役(社外監査役) 神崎直樹[㊞]

監査役(社外監査役) 佐々木克己[㊞]

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 会計監査人が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって会計監査人の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定を設けるものであります。また、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結できる旨の規定を設けるものであります。
- (3) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結できる役員の範囲を変更するものであります。

なお、定款第30条第2項の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 (省略) 2. 当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、あらかじめ定められた額と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり) 2. 当会社は、取締役(業務執行取締役等を除く)との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、あらかじめ定められた額と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除) 第41条 (省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、あらかじめ定めた額と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(報酬等) 第46条 (省略) (事業年度) 第47条 (省略) (剰余金の配当等の決定機関) 第48条 (省略) (剰余金の配当の基準日) 第49条 (省略) (配当の除斥期間) 第50条 (省略)</p>	<p>(監査役の責任免除) 第41条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、<u>監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、あらかじめ定めた額と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p>(会計監査人の責任免除) 第46条 <u>当社は、取締役会の決議によって、会計監査人の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会計監査人との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、あらかじめ定めた額と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p>(報酬等) 第47条 (現行どおり) (事業年度) 第48条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関) 第49条 (現行どおり) (剰余金の配当の基準日) 第50条 (現行どおり) (配当の除斥期間) 第51条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(附則)</p> <p>1. <u>現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（5名）が任期満了となります。つきましては、新たに取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	わけべ しろう 分部 至郎 (昭和32年8月26日生)	昭和56年6月 当社設立 取締役 平成3年11月 当社代表取締役副社長 平成19年11月 当社取締役 平成20年11月 当社代表取締役副社長 平成21年9月 当社代表取締役社長（現任）	418,040株
2	みかみ つかさ 三上 司 (昭和33年6月27日生)	昭和58年4月 大日本印刷(株)入社 昭和60年8月 (株)東洋シネマ入社 平成7年6月 (株)ティーシー・マックス（現 (株)クレイ）入社 平成13年6月 同社取締役 平成25年3月 当社執行役員クリエイティブ・デザイン事業本部担当 (株)ティーシー・マックス（現 (株)クレイ）代表取締役社長（現任） 平成30年3月 当社執行役員クリエイティブ・デザイン事業本部兼コミュニケーションデザイン事業本部担当 平成30年5月 当社取締役執行役員クリエイティブ・デザイン事業本部兼コミュニケーションデザイン事業本部担当 平成31年3月 当社取締役執行役員クリエイティブ・デザイン事業本部兼コミュニケーションデザイン事業本部兼関西事業本部担当（現任）	10,000株
3	あまの まこと 天野 純 (昭和38年2月24日生)	昭和60年4月 当社入社 平成19年3月 (株)ウイーズ・ブレーション（現 当社コミュニケーションデザイン事業本部）アカウントグループグループマネージャー 平成25年3月 当社コミュニケーションデザイン事業本部本部長 平成26年3月 当社執行役員コミュニケーションデザイン事業本部担当 平成30年3月 当社執行役員イベント事業本部担当 平成30年5月 当社取締役執行役員イベント事業本部担当（現任）	201,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	すぎうら まさひこ 楯浦 政彦 (昭和33年10月3日生)	昭和57年4月 三菱商事(株)入社 平成7年10月 三菱事務機械(株) (現 日本タタ・コンサルタンシーサービシズ(株)) 経営企画室長 平成14年4月 三菱商事(株)教育・情報サービスユニットユニットマネージャー 平成17年4月 米国三菱商事会社副社長 平成21年7月 三菱商事(株)海外・BPO事業ユニットユニットマネージャー 平成26年11月 当社入社 経営企画室長 平成30年3月 当社執行役員管理本部担当補佐兼経営企画室長 平成31年3月 当社執行役員管理本部担当 令和元年5月 当社取締役執行役員管理本部担当(現任)	3,800株
5	くらばやし あつお 倉林 敦夫 (昭和33年1月12日生)	昭和56年4月 全国朝日放送(株) (現 (株)テレビ朝日ホールディングス) 入社 平成15年2月 (株)テレビ朝日事業局イベント事業部長 平成24年4月 同社事業局次長兼多目的ホール運営部長 平成25年4月 同社事業局次長兼EXシアター運営部長 平成26年7月 同社総合ビジネス局イベント事業担当局長 平成30年5月 当社社外取締役(現任) 令和2年7月 (株)テレビ朝日ビジネスソリューション本部ビジネスプロデューサー局イベント事業担当局長(現任)	一株

- (注)
- 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 - 候補者倉林敦夫氏は社外取締役候補者であります。
 - 倉林敦夫氏は、イベント・展示会施設運営分野での豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役として選任された場合には、これらの経験と見識を活かし経営全般に関わる適切な助言及び指摘をいただけるものと期待されます。同氏は、現状におきましても当該役割を果たし、その職務を適切に遂行しておられることから、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
 - 倉林敦夫氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって4年であります。
 - 当社は、役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が当社取締役に再任された場合には、各氏は当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。なお、当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要は以下のとおりであります。
 - 被保険者の範囲
当社及び当社子会社の取締役(社外取締役を含む)、監査役(社外監査役を含む)、執行役員、管理職従業員、役員と共同被告になった場合の従業員
 - 内容の概要
 - 保険料：当社が全額負担
 - 保険事故：第三者による損害賠償請求、株主による責任追及等の訴え

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 佐々木克己氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
ささき かつみ 佐々木 克己 (昭和37年9月27日生)	昭和62年4月 全国朝日放送(株)(現 ㈱テレビ朝日ホールディングス)入社 平成22年6月 ㈱テレビ朝日人事局人事部長 平成24年6月 同社 人事局長兼人事部長 平成26年7月 ㈱テレビ朝日ホールディングス経営戦略局長 ㈱テレビ朝日経営戦略局長 令和3年5月 当社社外監査役(現任) 令和3年6月 ㈱テレビ朝日ホールディングス取締役(監査等委員)(現任)	一株

- (注) 1. 候補者佐々木克己氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者佐々木克己氏は社外監査役候補者であります。
3. 佐々木克己氏を社外監査役候補者とした理由は、他社における人事、経営戦略等を中心とした豊富な経験、知見を活かし、当社の経営全般への監督、監視及びコーポレート・ガバナンスの向上に貢献いただけると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 佐々木克己氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって1年であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を締結しており、候補者が当社監査役に選任された場合には、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。なお、当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要は以下のとおりであります。
- ①被保険者の範囲
当社及び当社子会社の取締役(社外取締役を含む)、監査役(社外監査役を含む)、執行役員、管理職従業員、役員と共同被告になった場合の従業員
- ②内容の概要
- ・保険料：当社が全額負担
 - ・保険事故：第三者による損害賠償請求、株主による責任追及等の訴え

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である山野井俊明（城南公認会計士共同事務所）及び山川貴生（城南公認会計士共同事務所）は、本總會終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たに城南監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	城南監査法人
事務所所在地	東京都渋谷区恵比寿南二丁目1番9号 朝井ビル3階
沿 革	令和3年7月 城南監査法人設立
概 要	出資金 8百万円 社員数 6名

(注) 監査役会が城南監査法人を会計監査人の候補とした理由は、同監査法人は城南公認会計士共同事務所から品質管理システムを継承し、適正な監査体制を継続できること、会計監査人に必要な専門性、独立性及び品質管理体制等を有していること、並びに監査報酬額が相当であることなどを総合的に勘案した結果、同監査法人が当社に適した効率的かつ効果的な監査業務を遂行できると判断したためであります。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都港区六本木七丁目18番18号
住友不動産六本木通ビル
ベルサール六本木



●地下鉄

東京メトロ日比谷線「六本木」駅2番出口 徒歩約2分
都営大江戸線「六本木」駅4b出口 徒歩約4分

(お願い)

会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。